（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券の改正）

第三条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券（令和元年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十九条の三第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関の改正）

第四条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関（令和元年厚生労働省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十九条の三第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部改正）

第五条　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十三　（略） 十四　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの （健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）	一～十三　（略） 十四　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

第六条　健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十四　（略） 十五　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	一～十四　（略） 十五　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの